

2025年9月16日

株主各位

静岡県藤枝市前島二丁目21番1号
環境のミカタ株式会社
代表取締役社長 渡辺 和良

提案書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社における本日開催の取締役会決議により、会社法第319条1項の規定に基づき、株主総会の決議事項について下記のとおりご提案いたしますので、株主の皆様のご同意を賜りたくお願い申し上げます。

つきましては、下記のとおりご提案いたします決議事項について検討いただき、ご同意いただける場合は別添「同意書」に署名捺印のうえ、2025年9月25日までに当社宛にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、すべての株主の皆様から書面または電磁的記録によりご同意を得られた場合には、会社法第319条1項及び第320条の規定により、2025年9月26日に下記決議事項について可決する旨の株主総会が終了したものと取り扱わせていただき、当該株主総会は開催いたしませんので、何卒ご了承のほどお願い申し上げます。

記

決議事項

議案 2025年6月16日付け株式移転計画書（第9条）および環境のミカタホールディングス株式会社の定款一部変更の件

変更の内容（変更部分は下線で示しております）。

（1）株式移転計画書

株式移転計画書	
変更前	変更後
第9条（新会社の株主名簿管理人） 新会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。 （追記）	第9条（新会社の株主名簿管理人） 新会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。 <u>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号</u> <u>三井住友信託銀行株式会社</u> <u>同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号</u> <u>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</u> <u>同取次所</u> <u>三井住友信託銀行株式会社 全国各支店</u>

(2) 定款

環境のミカタホールディングス株式会社 定款	
変更前	変更後
<p>(<u>株式取扱規則</u>)</p> <p>第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続等</u>については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>株式取扱規則</u>による。</p>	<p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p>第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続等</u>については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>株式取扱規程</u>による。</p>
<p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、<u>事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(<u>取締役の任期</u>)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の<u>終結のときまでとする。</u></p>	<p>(<u>取締役の任期</u>)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の<u>終結の時に満了する。任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p>